

# 学則・諸規則

## 学則（抜粋）

### 第1章 総 則

（目 的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、鶴学園の建学の精神「教育は愛なり」と教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」に基づいて、情報処理及び電子関連の技術分野、機械・建築・測量・土木関連分野、ビジネス分野、音響、映像の芸術的分野に関する職業に必要な能力を養うための専門的教育を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 本校は、広島工業大学専門学校という。

（位 置）

第3条 本校は、広島市西区福島町二丁目1番1号に置く。

### 第2章 課程、学科及び入学定員等

（課 程 等）

第4条 本校に、工業専門課程、商業実務専門課程及び文化・教養専門課程を置く。

2 前項の各課程に次の学科を置き、その入学定員、総定員及び修業年限は、次のとおりとする。

工業専門課程（昼間部）

ITスペシャリスト学科	入学定員	40名、	総定員	120名、	修業年限	3年
情報学科	入学定員	40名、	総定員	80名、	修業年限	2年
電気工学科	入学定員	40名、	総定員	80名、	修業年限	2年
機械工学科	入学定員	40名、	総定員	80名、	修業年限	2年
建築学科	入学定員	80名、	総定員	160名、	修業年限	2年
土木工学科	入学定員	40名、	総定員	80名、	修業年限	2年
建築士専攻科	入学定員	40名、	総定員	40名、	修業年限	1年

商業実務専門課程（昼間部）

ベンチャービジネス研究科	入学定員	40名、	総定員	40名、	修業年限	1年
--------------	------	------	-----	------	------	----

文化・教養専門課程（昼間部）

音響・映像メディア学科	入学定員	40名、	総定員	80名、	修業年限	2年
-------------	------	------	-----	------	------	----

3 ITスペシャリスト学科、情報学科、建築学科、音響・映像メディア学科の入学定員及び総定員には、後期入学者を含むものとする。

第5条 削 除

（在学年限）

第6条 生徒は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。ただし、第15条第1項の規定により入学した生徒は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、次のとおりとする。

前期入学については、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

後期入学については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第8条 学期を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業日 7月23日から8月31日まで

(4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(5) 鶴学園創立記念日 2月23日

(6) 春季休業日 3月18日から4月3日まで

2 必要がある場合は、校長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、休学、転科、転学、留学及び退学等

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第11条 専攻科を除く、本校各学科への入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者

(2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

2 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 当該学科の本校卒業生及び卒業予定者

(2) 当該学科に関わる2年以上の専門課程を修了した者

(3) 前2号と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第12条 本校への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学申込書、誓約書及びその他の書類を提出するとともに、所定の納入金を納入しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、再入学)

第15条 次の各号に該当する者で、本校への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者又は退学した者

(2) 専修学校を卒業した者又は在学中の者で、相当な学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が定める。

3 編入学及び再入学については、前各号に定めるもののほか、別に定める。

(休学)

第16条 疾病及びその他特別の理由（第20条の2の規定による留学を除く）により2か月以上修学することができない者は、休学願の提出により校長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第17条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条の在学期間には算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(転科)

第19条 本校の生徒で所属学科から他の学科に転科を志願する者がある時は、相当年次に校長が転科を許可することができる。

2 前項により転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学できる年数については、校長が決定する。

3 転科については、前各号に定めるもののほか、別に定める。

(転学)

第20条 他の学校へ入学又は転入学を志願しようとする者は、校長へ届け出なければならない。

(留学)

第20条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校との協議に基づき、生徒が当該大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校に留学することを認めることができる。

2 留学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その事由を明らかにして校長の承認を得なければならない。

(登校停止)

第22条 授業料等納入の督促に応じない者は、広島工業大学専門学校授業料等納入規則（以下「納入規則」という。）の定めるところにより、登校停止とする。

(除籍)

第23条 次の一に該当する者は、校長が除籍する。

(1) 納入規則の定めるところにより、授業料等の納入を督促してもなお納入しない者

(2) 第6条に定める在学年限を超えた者

- (3) 第17条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 授業科目、授業時数、学習の評価及び卒業等

(授業科目の区分)

第24条 授業科目を分けて、一般教育科目及び専門教育科目とする。

(授業時数と単位計算方法)

第25条 授業科目の単位は、次のとおりとする。

1 単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、学校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、学校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、実験及び実習からなるものについては、講義と実習等の割合を1対2の割合で案分して単位とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を所定の時間履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が本校に入学する前に、大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校において修得した単位を本校の各課程における選択科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が在学中に他の大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校において修得した単位を本校の各課程における選択科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる授業科目は、本校専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(成績)

第27条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、Dの4種の評語をもって表し、A、B、Cを合格とする。

(授業科目及び履修)

第28条 授業科目の種類及び授業時数並びに単位数は、別表Iのとおりとする。

2 履修方法及びその他については、別に定める。

(始業及び終業時刻)

第28条の2 始業及び終業の時刻は、9時00分から16時30分までとする。ただし、校長が必要と認めた場合は、変更することができる。

(卒業)

第29条 本校生徒で、所定の修業年限以上在学し、別表Iに定める授業科目を履修のうえ、次の単位を修得した者については、校長が卒業を認定する。

- (1) 修業年限3年の生徒については、合計141単位以上(2,816時間以上)
- (2) 修業年限2年の生徒については、合計94単位以上(学科により、1,824~2,400時間以上)
- (3) 修業年限1年の生徒については、合計47単位以上(1,000時間以上)

ただし、建築士専攻科の生徒については、合計48単位以上(960時間以上)

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 本校設置の課程のうち修業年限が2年以上の学科を修了した者には、その課程の専門士の称号を授与する。

- (1) 工業専門課程を修了した者には、専門士〔工業専門課程〕
  - (2) 文化・教養専門課程を修了した者には、専門士〔文化・教養専門課程〕
- 4 校長は、専攻科を修了した者に対して、修了証書を授与する。

## 第6章 教職員組織（省略）

## 第7章 会 議（省略）

## 第8章 入学検定料，入学金，授業料及びその他の納入金

（納入金）

第33条 修業年限3年の学科の入学検定料，入学金，授業料及びその他の納入金は，次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 15,000円
- (2) 入学金 100,000円
- (3) 授業料 年額 550,000円
- (4) 実験実習料 年額 250,000円
- (5) 施設設備資金 年額 200,000円

2 修業年限2年の学科の入学検定料，入学金，授業料及びその他の納入金は，次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 15,000円
- (2) 入学金 100,000円
- (3) 授業料 年額 550,000円
- (4) 実験実習料 年額 250,000円
- (5) 施設設備資金 年額 200,000円

3 研究科の入学検定料，入学金，授業料及びその他の納入金は，次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 15,000円
- (2) 入学金 100,000円
- (3) 授業料 年額 500,000円
- (4) 実験実習料 年額 100,000円

4 専攻科の入学検定料，入学金，授業料及びその他の納入金は，次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 15,000円
- (2) 入学金 100,000円
- (3) 授業料 年額 550,000円
- (4) 実験実習料 年額 250,000円
- (5) 施設設備資金 年額 200,000円

（授業料等の納入）

第34条 前条に定める授業料，実験実習料及び施設設備資金（以下「授業料等」という。）は，納入規則の定めるところにより納入しなければならない。

（復学等の場合の授業料等）

第35条 学年の中途に復学又は入学した者は，復学又は入学した当該期分の授業料等を，納入規則の定めるところにより納入しなければならない。

2 前項の場合において，第37条に規定する授業料等を既に納入した者の納入額は，前項に規定する額から既納入額を控除した額とする。

（退学の場合の授業料等）

第36条 学年の中途に退学する場合であっても，当該期分の授業料等は，納入しなければならない。

（休学の場合の授業料等）

第37条 休学期間中は，授業料等の納入を免除する。

2 休学する者は、在籍料を納入しなければならない。

3 前項に関する規則は、別に定める。

(授業料等の納入猶予)

第38条 経済的理由によって納入が困難又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の納入について猶予を許可することができる。

2 納入の猶予について必要な事項は、納入規則に定める。

(納入した授業料等)

第39条 既に納入した入学検定料、入学金及び授業料等は、返還しない。

## 第9章 賞 罰

(表 彰)

第40条 生徒として次の各号の一に該当する行為があった者については、校長が表彰することができる。

- (1) 学業において特に優れた業績
- (2) スポーツ活動において特に優れた業績
- (3) 音楽、美術等の芸術及びその他の文化活動において特に優れた業績
- (4) 人命救助及びその他の社会活動における善行
- (5) 本校の行う授業並びに行事に全出席
- (6) その他教育上表彰に値すると認められる業績

(懲 戒)

第41条 本校の諸規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者は、校長が懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に著しく反した者

## 第10章 専 攻 科

(専 攻 科)

第42条 本校に、より専門性の高い教育を行うため、専攻科を置く。

2 専攻科を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 当該学科の本校卒業生及び卒業予定者
- (2) 当該学科に関わる2年以上の専門課程を修了した者
- (3) 前2号と同等以上の学力があると認められる者

3 志願者には、選考のうえ入学を許可する。

4 修業年限は、1年とする。

5 専攻科に関する規則は、別に定める。

## 第11章 長期履修生

(長期履修生)

第43条 第4条第2項に定める学科には、通常の履修が困難である者並びに社会人等働きながら学ぶことを希望する者等通常の修業年限を超えて履修する者を長期履修生として受け入れることができるものとする。ただし、建築士専攻科は除くものとする。

2 長期履修生を志願する者は、別に定める書類を添えて願い出なければならない。

- 3 本校の生徒は、願い出により校長の許可を得て長期履修生となることができる。
- 4 長期履修生の在学年限は、第4条第2項の修業年限の2倍とする。
- 5 長期履修生は、各学期において1科目以上を履修しなければならない。
- 6 長期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修生の納入金)

第44条 長期履修生の納入金の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料及び入学金については、第33条に定める額とする。
  - (2) 授業料等については、授業料として各学期ごとに一括納入するものとし、その額は当該学期に履修する科目の調整単位数に調整単位単価(18,000円)を乗じて得た額とする。
  - (3) 前号にいう調整単位数とは、講義にあっては当該単位数に1を乗じて得た数とし、実験及び実習にあっては当該単位数に2を乗じて得た数とする。
  - (4) 第37条の規定にかかわらず、長期履修生が休学する場合の授業料等は、第2号に定める調整単位単価に2を乗じて得た数とする。
- 2 長期履修生は、前項第2号により算出した額を納入規則の定めるところにより納入しなければならない。

## 第12章 研究生，科目等履修生，留学生及び帰国子女

(研究生)

第45条 本校において、特定の専門事項について研究することを願い出た者には、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

- 2 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 3 研究生に関する規則は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 本校において、特定の授業科目について履修を願い出た者には、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生を志願することができる者は、第11条第1項の規定による。
- 3 科目等履修生は、各学期ごとに許可する。
- 4 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(留学生)

第47条 外国人で留学生として入学を希望する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、日本語能力及びその他を審査のうえ、留学生として入学を許可する。

- 2 留学生を志願することができる者は、第11条第1項の規定による。
- 3 その他入学手続き及び履修等については、すべて本学則の規定を適用する。

(帰国子女)

第48条 帰国子女で入学を希望する者があるときは、日本語能力及びその他を審査のうえ、入学を許可する。

- 2 帰国子女で志願することができる者は、第11条第1項の規定による。

## 第13章 特待生

(特待生)

第49条 本校生徒のうち、学業優秀で出席優良な者を特待生とする。

- 2 前項に関する規則は、別に定める。

## 第14章 産学連携協議会

(産学連携協議会)

第50条 本校に、産学連携協議会を置く。

- 2 前項の産学連携協議会に関する規則は、別に定める。

## 第15章 技術支援センター

(技術支援センター)

第51条 本校に、技術支援センター（以下「センター」という。）を置く。

2 前項のセンターに関する規則は、別に定める。

## 第16章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第52条 本校に、保健並びに厚生に関する諸施設を設ける。

2 前項の施設に関する規則は、別に定める。

(健康診断)

第53条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第17章 雑 則

(施行細則)

第54条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。



## 授業料等納入規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、広島工業大学専門学校学則第34条に定める授業料等の納入に関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、授業料等とは、授業料、実験実習料及び施設設備資金をいう。

2 この規則において、諸納入金とは、科目等履修生の履修料及び研究生の研究料をいう。

(授業料区分)

第3条 授業料等は、前期及び後期の2期に区分し、その金額は、それぞれ年額の2分の1額とする。

(納入告知)

第4条 授業料等の納入告知は、納付書を本人へ郵送する。

(納入期限)

第5条 授業料等の納入期限は、次のとおりとする。ただし、納入期限が金融機関の窓口休業日にあたる場合は、その直前の営業日とする。

(1) 前期納入期限は4月末日、後期納入期限は9月末日（専攻科については7月末日）

(2) 納入猶予を許可された者は、猶予期限満了の日

(3) 納入猶予の許可を取り消された者は、当該許可を取り消された月の末日

(4) 期の中で復学する休学者は、復学した月の末日

(5) 新たに入学を許可された者は、別に定める期日

(6) 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等の減免を受けている者は、別に定める期日

2 諸納入金の納入期限は、次のとおりとする。ただし、納入期限が金融機関の窓口休業日にあたる場合は、その直前の営業日とする。

(1) 科目等履修生の履修料は、入学許可日から起算して10日経過した日

(2) 研究生の研究料は、別に定める期日

(督 促)

第6条 授業料等及び諸納入金の滞納に対する督促は、次のとおり行う。

(1) 前条に定める納入期限までに授業料等又は諸納入金を完納していない者に対しては、別表第1(1)に定めるとおり督促を行う。

(2) 前号に定める督促にもかかわらず、当該納入期限までに授業料等又は諸納入金を完納していない者に対しては、再度、別表第1(2)に定めるとおり督促を行う。

(3) 前号に定める督促にもかかわらず、当該納入期限までに授業料等又は諸納入金を完納していない者に対しては、再度、別表第1(3)に定めるとおり督促を行う。

(4) 前条第1項第2号に定める納入期限までに授業料等又は諸納入金を完納していない者に対する督促は、校長が別に定める。

2 前項に定める督促は、本人及び保証人に対し文書の送付をもって行う。なお、前項第3号においては、内容証明文書の送付をもって行う。

(納入猶予)

第7条 経済的事由又は災害の発生などやむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の納入猶予を許可することがある。

2 納入猶予は、延納、分納及び特別分納の3種類とする。

3 納入猶予を希望する者は、納入期限の20日前までにその事由と延納、分納又は特別分納の種類を記載し、保証人連署の上、納入猶予許可願を校長に提出し、許可を受けなければならない。

4 納入猶予を許可された者で、当該期間の途中においてその事由が消滅したときは、ただちにその旨を校長に届出なければならない。この場合、届出の日から許可の効力を失う。

5 許可された事項について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

6 前各項に定めるもののほか、授業料等の納入猶予に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(授業料等の返還)

第8条 入学を許可された者のうち入学を辞退する者が、別に定める期日までに授業料等の返還を求めた場合、返還することができる。

2 休学期間中の授業料等が既に納入されている場合は、休学期間相当額を返還する。この場合において、休学開始日が月の中途である時は休学開始日の翌月を起算月とする。

(未納者の取扱い)

第9条 第6条第1項第2号の督促にもかかわらず、授業料等又は諸納入金を納入しない者は、広島工業大学専門学校学則（以下「学則」という。）第22条の定めにより本人を登校停止とする。

2 第6条第1項第3号の督促にもかかわらず、授業料等又は諸納入金を納入しない者は、学則第23条第1号の定めにより除籍する。

3 前項に定める除籍日は、授業料等又は諸納入金が納入された期の末日とする。ただし、授業料等又は諸納入金の一部が納入されている場合は、納入金額に相当する日とする。

4 授業料等又は諸納入金未納者から退学願が提出された場合の退学許可日は、前項の取扱いを準用する。

別表第1（督促について）

	区 分			
	・第5条第1項第1号対象者		・第5条第1項第3号及び第4号対象者 ・第5条第2項第1号及び第2号対象者	
	納入期限			
	前期	後期	後期（専攻科）	
(1)	5月31日	10月31日	8月31日	納入期限から29日経過後の日
(2)	6月30日	11月30日	9月30日	納入期限から59日経過後の日
(3)	7月31日	12月31日	10月31日	納入期限から89日経過後の日

※当該期日が金融機関の窓口休業日にあたる場合は、その直前の営業日とする。

※当初の納入期限から起算し、納入期限を定めるものはいずれも3月末日を超えることはできない。

また、対象者が卒業及び終了年次にあつては、その納入期限はいずれも2月末日を超えることはできない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 授業料等の納入猶予に関する取扱い

(趣 旨)

第1条 この取扱いは、広島工業大学専門学校授業料等納入規則第7条第6項に基づき、授業料等の納入猶予に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 納入猶予の対象は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 入学前1年以内において、入学を認められた者の学費を主として負担する者が死亡又はその他の理由により、授業料等の納入が困難であると認められる者
- (2) 入学後において、家計の状況の悪化及びその他の経済的事情により授業料等の納入が困難であると認められる者

(納入猶予の種類)

第3条 納入猶予の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 延納

授業料等の徴収を猶予し、新たに期日を設けて納入することをいう。

(2) 分納

前期分・後期分の授業料等を、それぞれの期において、2回に分割して納入することをいう。

(3) 特別分納

特別な理由により、前号に定める分納では納入が困難な者に対しては、前期分・後期分の授業料等を、それぞれの期において、3回以上に分割して納入することをいう。ただし、分割回数はそれぞれの期において最大6回までとする。

2 前項の特別分納の回数を超過して分納を希望する者については、事前に校長の許可を得なければならないものとする。

(申 請)

第4条 納入猶予を希望する者は、次のいずれかの書類をチューター及び学科長を通じて校長に提出しなければならない。

- (1) 延納願（第1号様式）
- (2) 分納願（第2号様式）
- (3) 特別分納願（第3号様式）

(期 限)

第5条 納入猶予の期限は、前期は9月末日（新生については入学式当日）まで、後期は12月末日まで指定することができる。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合については、年度末を限度として指定することができる。

(納入方法)

第6条 納入猶予が許可された場合の納入方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 延納：納付書による銀行振込又は窓口での現金払い
- (2) 分納：納付書による銀行振込又は窓口での現金払い
- (3) 特別分納：窓口での現金払い

(督 促)

第7条 納入猶予の許可を受けた者の授業料等の滞納に対する督促は、次のとおり行う。

- (1) 納入猶予の許可を受けた納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、別表第1(1)に定めるとおり督促を行う。
- (2) 前号に定める督促にもかかわらず、当該納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、再度、別表第1(2)に定めるとおり督促を行う。
- (3) 前号に定める督促にもかかわらず、当該納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、再

度、別表1(3)に定めるとおり督促行う。

2 前項に定める督促は、本人及び保証人に対し文書の送付をもって行う。なお、前項第3号においては、内容証明文書の送付をもって行う。

3 本人及び保証人の居所が不明等の事由により連絡が取れない、もしくは督促状が返送された場合は、第1項に定める督促を省略できるものとする。

(未納者の取扱い)

第8条 前条第1項第2号の督促にもかかわらず、授業料等を納入しない者は、広島工業大学専門学校学則（以下「学則」という。）第22条の定めにより本人を登校停止とする。

2 前条第1項第3号の督促にもかかわらず、授業料等を納入しない者は、学則第23条第1号の定めにより除籍とする。

3 前項に定める除籍日は、授業料等納入済の期の末日とする。ただし、分納又は特別分納の許可を受け授業料等の一部を納入している者にあつては、除籍日は、当該一部の授業料等が納入された日とする。

4 授業料等未納者から退学願が提出された場合の退学許可日は、前項の取扱いを準用する。

別表第1（督促について）

	納入期限
(1)	納入猶予の許可を得た納入期限から15日経過した日
(2)	納入猶予の許可を得た納入期限から30日経過した日
(3)	納入猶予の許可を得た納入期限から45日経過した日

※当該期日が金融機関の窓口休業日にあたる場合は、その直前の営業日とする。

※納入猶予の許可を得た納入期限から起算し、納入期限を定めるものはいずれも3月末日を超えることはできない。

また、対象者が卒業及び修了年次にあつては、その納入期限はいずれも2月末日を超えることはできない。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

## 休学に係る在籍料の取扱い規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、広島工業大学専門学校学則第37条第3項の規定に基づき、休学に係る在籍料の取扱いに  
関して、必要な事項を定める。

(在 籍 料)

第2条 在籍料は、当該月の休学日数にかかわらず、各月10,000円とする。

2 休学する者は、休学期間分の在籍料を休学申請時に納入しなければならない。

(在籍料の返還)

第3条 休学が許可されなかった場合は、既に納入された在籍料を返還する。

2 休学終了日前に復学する場合は、復学日の翌月から許可された休学終了月までの在籍料を返還する。

3 休学終了日前に退学する場合は、退学日の翌月から許可された休学終了月までの在籍料を返還する。

### 附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 高等教育修学支援制度に係る授業料等減免に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「大学等における修学の支援に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、広島工業大学専門学校(以下「本校」という。)の入学金及び授業料(以下「授業料等」という。)を減免する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(適用対象者)

第2条 授業料等減免の適用対象者は、次のいずれかに該当する本校生徒とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が給付する奨学金(以下「給付型奨学金」という。)を受給している者
- (2) 給付型奨学金との併給を制限しているその他の支援制度を利用している者のうち、給付型奨学金の認定条件(家計及び成績等)を満たす者

2 授業料等のうち入学金の減免適用対象者は、入学年度の4月に前項各号のいずれかに該当する者とする。

(減 免 額)

第3条 授業料等の減免額は、機構が定める家計基準の区分に基づき、別表第1に定める額とする。

2 家計急変等の事由により、通常の減免開始時期(4月又は10月)以外に減免開始となった場合の減免額は、別に定める。

(減免の回数)

第4条 入学金の減免は、本校入学時の1回限りとする。

2 授業料の減免は、各年次・各学期に1回限りとし、継続して申請することができるものとする。

3 前2項にかかわらず、本校入学以前に在籍した高等教育機関において、法律に基づく授業料等の減免を適用された者の取扱いは、法律の定めるところによる。

(減免申請)

第5条 授業料等の減免を新規又は継続して希望する者は、それぞれ所定の様式により別に定める期日までに校長へ申請するものとする。

2 減免申請は、前項に定める申請締切日を越えて受付けないものとする。

(減免者の決定等)

第6条 減免者及び認定区分は、提出書類をもとに審査を行い、校長が決定する。

2 校長は、前項に定める審査結果を本人及び保証人に文書で通知する。

(減免方法)

第7条 減免者に対する減免は、次のとおり行う。

(1) 入学金は、既納された入学金から別表第1に定める減免額を返還する。

(2) 授業料は、次のとおりとする。

① 1年次前期分は、既納された前期分授業料から別表第1に定める減免額を返還する。ただし、授業料等の納入猶予を願い出ている場合、前期分授業料から別表第1に定める減免額を控除した額を徴収する。

② 1年次後期分以降は、各学期に別表第1に定める減免額を控除した額を徴収する。

(資格変更)

第8条 第2条第1項第1号に定める者において、給付型奨学金の受給資格に異動が生じた場合は、次のとおり取扱うものとする。

(1) 廃止の場合は、減免者としての資格を取消す。

(2) 休止及び停止の場合は、減免者としての資格を停止する。

(3) 休止又は停止の事由が解消し、受給資格が復活した場合は、減免者としての資格を復活させ、以後の授業料の減免を行う。

(4) 認定区分に変更が生じた場合は、別表第1に定める同区分の減免額に変更する。

2 第2条第1項第2号に定める者において、その成績等が前項各号と同等であった場合は、減免者としての取扱いも当該各号と同様とする。

3 校長は、前2項に定める減免決定の変更が生じた場合、本人及び保証人にその旨文書で通知する。

(その他の変更)

第9条 減免者は、申請内容に変更が生じる場合、変更に係る必要書類を添えて速やかに校長に届け出るものとする。

(減免額の納入)

第10条 減免者が、第8条第1項(第3号を除く)若しくは第2項の定めに該当した場合は、減免された授業料を速やかに納入しなければならない。

(他の制度との併用)

第11条 本校のその他の減免制度との併用に係る取扱いは、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

(雑 則)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

給付型奨学金家計基準 (減免割合)認定区分 入学金・授業料の別	減 免 額		
	第Ⅰ区分 (満額)	第Ⅱ区分 (満額の2/3)	第Ⅲ区分 (満額の1/3)
入学金	100,000円	66,700円	33,400円
授業料(前期)	275,000円	183,400円	91,700円
授業料(後期)	275,000円	183,300円	91,700円

## 専攻科生取扱規則

(目 的)

第1条 この規則は、本校学則第42条に基づく専攻科生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(専攻科を置く学科)

第2条 専攻科を置く学科は、建築学科とする。

(願 い 出)

第3条 専攻科生として本校に入学することを希望する者は、所定の願書に履歴書、健康診断書及び入学検定料を添え、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学手続)

第4条 専攻科生として入学を許可された者は、指定の期日までに入学金及び授業料等を納入しなければならない。

(入学時期)

第5条 専攻科生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(修業年限)

第6条 専攻科生の修業年限は、1年とする。ただし、引き続き在学を願出たときは、修業年限をさらに1年延長することがある。この場合においては、入学金は免除する。

(諸納付金)

第7条 専攻科生の入学検定料、入学金、授業料その他の納付金は、次のとおりとする。

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 入学検定料  | 15,000円  |
| (2) 入学金    | 100,000円 |
| (3) 授業料    | 当該学科と同額  |
| (4) 実験実習料  | 当該学科と同額  |
| (5) 施設設備資金 | 当該学科と同額  |

(諸納付金の免除)

第8条 校長が特別の事情があると認めるときは、諸納付金の一部又は全部を免除することができる。

2. 本校を卒業し、引き続き専攻科生として入学する場合、入学金を免除する。

(諸納付金の不還付)

第9条 すでに納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、還付しない。

(証明書の発行)

第10条 専攻科を修了した者に対しては、修了証書を発行する。

2. 専攻科生に対しては、身分証明書及び通学証明書を発行する。

(学則等の遵守)

第11条 専攻科生は、この規則に定めるもののほか、本校学則及び諸規則を遵守しなければならない。

(受講の制限)

第12条 専攻科における授業履修資格は、次のとおりとする。

- (1) 専攻科生
- (2) 科目等履修生

(そ の 他)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



## 研究生取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、本校学則第45条の3に基づく研究生の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(願い出)

第2条 研究生として本校に入学することを希望する者は、所定の願書に履歴書及び入学検定料を添え、3月25日までに願い出なければならない。

(入学手続)

第3条 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに入学金及び研究料を納入しなければならない。

(入学時期)

第4条 研究生の入学時期は、毎学年度の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(在学期間)

第5条 研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間を延長することがある。

(指導体制)

第6条 研究生には、特定専門事項の研究に関係する教員を指導教員として定め、研究を推進させる。

2. 研究生の所属は、指導教員の属する専門課程とする。

3. 指導教員は、研究生の研究上必要があると認めたときは、当該関連のある授業科目の講義又は実習に研究生を出席させる。

(研究成果報告)

第7条 在学期間が終了したときは、研究生は、その研究成果報告を専門課程の主任を経て校長に提出しなければならない。

(諸納付金)

第8条 研究生の検定料、入学金、研究料は、次のとおりとする。

- |         |             |
|---------|-------------|
| (1) 検定料 | 15,000円     |
| (2) 入学金 | 50,000円     |
| (3) 研究料 | 年額 240,000円 |

(諸納付金の免除)

第9条 校長が特別の事情があると認めたときは、諸納付金の一部又は全部を免除することができる。

2. 本校を卒業し、引き続き研究生として入学する場合及び第5条の在学期間を延長する場合は、入学金を免除する。

(諸納付金の不還付)

第10条 すでに納付した検定料、入学金、授業料は還付しない。

(証明書の発行)

第11条 研究期間を終了し、研究成果報告をした者に対しては、本人の請求により研究生として在学したことの証明書を発行する。

2. 研究生に対しては、身分証明書および通学証明書を発行する。

(学則等の遵守)

第12条 研究生は、この規則に定めるもののほか、本校学則及び諸規則を遵守しなければならない。

(その他)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成13年2月26日から施行し、平成13年度研究生から適用する。

## 科目等履修生取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、本校学則第46条に基づく科目等履修生の取扱いに関し、必要事項を定める。

(願 出)

第2条 科目等履修生として、本校に入学することを希望する者は、所定の願書に履歴書および入学検定料を添え、各学期開始の前月の末日までに願出しなければならない。

(入学手続)

第3条 科目等履修生として入学を許可された者は、許可された日から10日以内に入学および履修料を納入しなければならない。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(在学期間)

第5条 科目等履修生の在学期間は、履修科目の履修期間とする。ただし、引続き新たな授業科目の履修を願出したときは、在学期間を延長することがある。この場合においては、入学金を免除する。

(諸納付金)

第6条 科目等履修生の検定料、入学金、履修料、その他の納付金は、次のとおりとする。

(1) 検定料		7,500円
(2) 入学金		30,000円
(3) 履修料	1 単位	18,000円
但し、実験・実習演習科目は	1 単位	36,000円

(諸納付金等の免除)

第7条 校長が特別の事情があると認めるときは、諸納付金の一部または全部を免除することができる。

2. 本校を卒業または在学し、引続き科目等履修生として入学する場合は、入学金を免除する。

(諸納付金の不還付)

第8条 すでに納付した検定料、入学金、履修料は還付しない。

(証明書の発行)

第9条 履修期間を終了し、単位の認定を受けた者に対しては、本人の請求により科目等履修生として修得した単位修得証明書を発行する。

2. 科目等履修生に対しては、身分証明書を発行する。

(学則等の遵守)

第10条 科目等履修生は、この規則に定めるもののほか、本校学則および諸規則を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この規則の実施に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成13年2月26日から施行し、平成13年度科目等履修生から適用する。

## 特待生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、広島工業大学専門学校学則第49条第2項の規定に基づき、広島工業大学専門学校の特待生の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特待生の種類及び対象)

第2条 特待生の種類は、次の各号に定めるとおりとし、第1号については新入生を、第2号については2年生以上の学生を対象とする。

(1) 第1種特待生

- ① A……年間授業料の全額免除
- ② B……年間授業料の半額免除
- ③ C……入学金の全額免除
- ④ S……年間授業料のうち、15万円を免除

(2) 第2種特待生

- ① A……年間授業料の全額免除
- ② B……年間授業料の半額免除
- ③ C……年間授業料のうち、10万円を免除

2 前項第1号④の規定は、学園内高等学校からの進学者に限って適用するものとする。

(特待生の期間)

第3条 特待生の期間は次のとおりとする。

- (1) 第1種特待生については、入学年度のみとする。
- (2) 第2種特待生については、1年とする。ただし、引き続き、特待生となることができるものとする。

(選 考)

第4条 特待生選考に関し必要な事項は、別に定める。

(特待生の決定及び通知)

第5条 特待生は、校長が決定し、その結果を、当該学生及び保護者に文書をもって通知する。

(資格の取消し)

第6条 特待生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、校長は、直ちにその資格を取り消すことができる。

- (1) 学業成績及び出席状況が低落し、特待生として不相当と認められた場合
- (2) 学生の本分にもとる行為があった場合
- (3) 疾病その他の事由により休学した場合
- (4) その他特待生として、不相当であると認められた場合

2 資格を取り消された者は、資格を取り消された期から納付金の全額を納付しなければならない。

(他の制度との併用)

第7条 本校におけるその他の減免制度との併用に係る取扱いは、別に定める。

(雑 則)

第8条 この規則の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和2年度入学生から適用する。
- 2 令和元年度以前入学生にかかる取扱いは、なお従前の例による。

## 学生弔慰金規程

(目 的)

第1条 この規程は、広島工業大学専門学校（以下「本校」という。）の学生が傷害を被りまたは疾病を発症し、死亡した場合に、本校が葬祭補償の給付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は本校の名簿に記載された学生（以下「本人」という。）に適用する。

(葬祭補償)

第3条 本校は、本人が死亡（自殺も含む）したときに次の金額を葬祭補償として本人の法定相続人に給付する。  
葬祭補償90万円

(補償を行わない場合)

第4条 本校は、次の各号に該当する事由により本人が死亡した場合には、葬祭補償を行わない。

- (1) 本人の犯罪行為
- (2) 補償金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用
- (4) 本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (5) 本規程発効日（本規程の発効日以降に第2条（適用範囲）により新たに対象者となった者については、対象となった日）の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病による身体障害

(請求手続)

第5条 本人の法定相続人が、本規程に基づく補償の給付を請求する場合には、次の各号の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 死亡診断書または死体検案書
- (2) 傷害のときは事故状況報告書、疾病のときは罹患状況報告書

### 附 則

この規程は平成20年4月1日から適用する。

平成28年4月1日改正。

## 保証人弔慰金規程

(目 的)

第1条 この規程は、広島工業大学専門学校（以下「本校」という。）の保証人弔慰金の支給に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本校の学生の入学時において保証人として学校に書面で届け出たもの（以下「保証人」という。）とする。

(弔 慰 金)

第3条 保証人が死亡し、学生より学校に報告された場合に次の金額を弔慰金として支給する。  
弔慰金 50万円

(支払の時期)

第4条 弔慰金は原則として、書面による報告の日から40日以内に支給する。

(受給者の範囲)

第5条 保証人が死亡した場合の弔慰金を受ける者は学生とし、学生が未成年であるときは、その親権者の同意を得るものとする。

ただし、その受給権者の故意により、保証人が死亡した場合は受給権を失うものとする。

(弔慰金の支給制限)

第6条 本校は、保証人が次の事由により死亡した場合には弔慰金を支給しない。

- (1) 保証人の犯罪行為
- (2) 保証人本人の故意または重大な過失、自殺または闘争行為
- (3) 本規程発効日（本規程の発効日以降に第2条（適用範囲）により新たに対象者となった者については、対象となった日）の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病による身体障害

(保険約款との関連)

第7条 本規程による弔慰金の金額および支給方法等は引受保険会社との契約の約款に規程された範囲を限度とする。

## 附 則

この規程は平成20年4月1日から適用する。

平成28年4月1日改正。

# 学 友 会 会 則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、広島工業大学専門学校学友会（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は、本部を広島工業大学専門学校内に置く。

第3条 本会は、広島工業大学専門学校全学生をもって組織する。

第4条 本会は、会員相互の協力による自主活動によって、よりよき学園生活を形成し、会員の発展と福祉の増進をはかり、社会に奉仕することのできる人間を形成することを目的とする。

第5条 本会会員は、目的達成のため次の権利と義務を有する。

(権 利)

- (1) 本会の各機関の役員を選出し、かつこれに選出されること
- (2) 本会のあらゆる活動に自由に参加し、かつ意見を述べること

(義 務)

- (1) 会費を定期に納入すること
- (2) 学友会の決議にしたがうこと
- (3) 総会に出席すること

## 第2章 機 関

第6条 本会は、目的を達成するために下記の機関を設置する。

- (1) 総会
- (2) 執行委員会
- (3) 会計監査委員会
- (4) 選挙管理委員会

## 第3章 役 員

第7条 本会は次の役員を置く。

- |             |      |            |          |
|-------------|------|------------|----------|
| (1) 会 長     | 1名   | (2) 副 会 長  | 若干名      |
| (3) 会 計     | 1名以上 | (4) 書 記    | 1名以上     |
| (5) 幹 事     | 若干名  | (6) クラス委員  | 各クラス1名以上 |
| (7) 会 計 監 査 | 1名以上 | (8) 選挙管理委員 | 各クラス1名以上 |

第8条 本会の役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長・副会長・書記・幹事・会計および会計監査は、会員の中より選出する。
- (2) クラス委員および選挙管理委員は、各クラスより選出する。

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 会 長 本会を代表し、会務全般を総括する。  
副 会 長 会長を助け、会長に支障が出た場合は、その仕事を代行する。  
書 記 会議の議事を記録する。  
幹 事 会務を処理する。  
ク ラ ス 委 員 クラスを代表し、会務にあたる。  
会 計 会計事務にあたる。  
会 計 監 査 会計を監査する。  
選挙管理委員 役員選挙を行い、これを管理する。

第10条 役員の仕事は、年度単位とする。ただし、再任は妨げない。

ただし、役員に欠員が生じたときは執行委員会の議を経て、欠員を補充する。これによって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 顧 問

第11条 本会は若干の顧問を置く。

- (1) 顧問は、教職員の中より、執行委員会の議決により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、学友会の諮問に応じる

#### 第5章 総 会

第12条 総会は、本会の最高決議機関であり、本会学生全員をもって構成する。

- (1) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき開催する。

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則および細則の制定ならびに改正に関する事
- (2) 決算および予算に関する事
- (3) 役員の仕事に関する事
- (4) その他重要な事項

第14条 会議の成立は、構成員の3分の2以上をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決議し、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

#### 第6章 執行委員会

第15条 執行委員会は、会長が必要と認めたとき役員を招集し、次の事項を協議または決議する。

- (1) 会に付議する原案
- (2) 本会の運営に関する諸事項
- (3) 内規の制定および改正

(4) その他緊急事項の協議

2. 執行委員会の中に、体育祭実行委員会及び専門祭実行委員会をおく。

(1) 体育祭実行委員会及び専門祭実行委員会については、別に定める。

第16条 会議の成立は、構成員の3分の2以上をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決議し、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

## 第6章 選 挙

第17条 本会の役員選挙は、選挙管理委員会により、2月に行う。

## 第7章 会 計

第18条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

2. 会費は年間2,000円とし、前期授業料等徴収時に徴収する。

3. 本会の会計は、会計役員が管理し、総会で承認を得る。

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 その他の事項については別に定める会計細則の定めるところによる。

## 第8章 ク ラ ブ

第21条 クラブの発足に関しては次項によって行うものとする。

2. 同好会を編成し、ある一定期間を活動し、学友会がその活動内容がクラブとしてふさわしいと認めたと  
きクラブとして承認する。

3. 同好会の編成手続きについては別に定める。

付 則

この会則は、昭和61年4月18日から施行する。

付 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

# 同 窓 会 会 則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、広島工業大学専門学校同窓会（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は、本部を広島工業大学専門学校内に置く。ただし、総会で必要と認めた場合に支部を置く事ができる。

第3条 本会は、会員相互の交誼を深めるとともに、本学園の教育方針を社会に広め、母校の発展に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 総会

(2) 会員相互の連絡ならびに共助に関する事

(3) 会報の発行に関する事

- (4) 会員名簿に関すること
- (5) 母校に対する精神的・物質的援助
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと

## 第2章 会 員

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 正 会 員 広島工業大学専門学校卒業生で、終身会費を納入した者
- (2) 準 会 員 広島工業大学専門学校在校生で、入会金を納入した者及び役員会で適当と認められた者
- (3) 特別会員 母校教職員および旧教職員

## 第3章 役 員

第6条 本会は、次の役員を置く。

名誉会長	1名	会 計	1名
会 長	1名	会計監査	1名
副 会 長	若干名	書 記	1名
幹 事 長	1名	評 議 員	若干名
幹 事	若干名		

第7条 本会の役員は、次の方法で選任する。

- (1) 名誉会長は、広島工業大学専門学校校長を推挙する。
- (2) 会長・副会長・会計・会計監査・幹事・評議員および書記は、総会において正会員の中から選出する。
- (3) 幹事長は、幹事の中から互選する。

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

会 長	本会を、代表し、会務を統括する。
副 会 長	会長を助け会長に支障があるときはその仕事を代行する。
会 計	会計事務にあたる。
会計監査	会計を監査する。
幹 事 長	会務を主掌する。
幹 事	会務を処理する。
評 議 員	会務を評議する。
書 記	会議の議事を記録する。

第9条 役員の仕事は1か年とし、再任をさまたげない。ただし、役員に欠員が生じたときは、役員会の議を経て欠員を補充する。これによって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 顧 問

第10条 本会に若干名の顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、総会の議決により委嘱する
- (2) 顧問は、会の諮問に応ずる

## 第5章 会 議

第11条 会議は、定期総会、臨時総会および役員会とする。

第12条 総会は、本会の最高議決機関とし、会長が召集する。



- (1) 定期総会は、隔年一回開催する
- (2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたととき開催する

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則および細則の制定ならびに改正に関する事
- (2) 決算および予算に関する事
- (3) 役員の変更に関する事
- (4) その他重要な事項

第14条 役員会は、会長が必要と認めたととき召集し、次の事項を協議又は決議する。

- (1) 総会に付議する原案
- (2) 本会の運営に関する諸事項
- (3) 内規の制定および改正
- (4) その他緊急事項の協議

第15条 会議の議決は、正会員の出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は、議長がこれを決定する。

## 第6章 会 計

第16条 本会の経費は、入会金、終身会費及び寄付金をもって充てる。

- 2 入会金は5,000円とし、入学時に徴収する。
- 3 終身会費は10,000円とし、在学中に徴収する。
- 4 終身会員となった者が母校に再度入学した場合は、徴収しない。
- 5 入会金及び会費の額は、役員会で定める。

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 その他の事項については別に定める会計細則の定めるところによる。

附 則

この会則は、昭和61年3月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成1年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年11月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年11月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年11月17日から施行する。